

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

#### 佐賀県規則第25号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年佐賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「戦災」を「戦災、自然災害」に改める。

様式第6号中「戦災」を「戦災、自然災害」に、「両眼失明」を「両眼視力障害」に、「角膜混濁」を「緑内障」に改め、同様式の視覚障害の状況及び所見を次のように改める。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°
左眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度(≦80)
左										度(≦80)
② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)										

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I / 2)  $(\text{①と②のうち大きい方} \times 3 + \text{①と②のうち小さい方}) / 4 = \text{ } \text{度}$

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数  $\text{ } \text{点}$

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右  $\text{③} \text{点} (\geq 26\text{dB})$   
 左  $\text{④} \text{点} (\geq 26\text{dB})$

両眼中心視野視認点数  $(\text{③と④のうち大きい方} \times 3 + \text{③と④のうち小さい方}) / 4 = \text{ } \text{点}$

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野  
コピー  
貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。